附則第五条第一項の表海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第三十一条第一項の項を削り、同表令附則第十六条の規定による廃止前の日本鉄道建設公団法施行令（昭和三十九年政令第二十三号。以下「旧公団法施行令」という。）第十条第一項において準用する建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第十一条の項第一欄中「附則第十六条」を「附則第十五条」に改め、同条第二項中「公団又は」を「公団がした行為若しくは占用（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十三年政令第二百二十号）第一条の規定による改正前の日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行令（平成十年政令第三百三十五号）附則第三条の規定により公団に係る行為又は占用とみなされた旧日本国有鉄道清算事業団に係る行為又は占用を含む。）又は」に、「又は占用は」を「若しくは占用は」に改め、同項の表令附則第十九条の規定による改正前の日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行令（平成十年政令第三百三十五号）第十条の規定により都道府県知事等とした協議に基づく開発行為の項上欄中「令附則第十九条」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令第二条の規定による改正前の令附則第十九条」に改め、「（平成十年政令第三百三十五号）」を削り、同項下欄中「令附則第十九条の規定による改正後の」を削り、同条第三項の表航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二条ただし書の項を削り、同条を附則第六条とする。

附則第四条を附則第五条とし、附則第三条の次に次の一条を加える。

（特例業務勘定繰入金見返負債）

第四条　建設勘定において、債務等処理法附則第六条第一項の規定により平成二十三事業年度において債務等処理法第二十七条第一項に規定する特例業務勘定（以下この条において単に「特例業務勘定」という。）から繰入金を受け入れた場合には、貸借対照表の負債の部に特例業務勘定繰入金見返負債の勘定科目を設けて、同科目に当該繰入金の額に相当する金額を計上するものとする。

2　前項の繰入金をもって新幹線鉄道に係る鉄道施設の建設に関する事業に係る借入れに係る債務の償還を行ったときは、当該債務の償還額に相当する金額を、特例業務勘定繰入金見返負債に計上した金額から減額し、新幹線資産見返負債として貸借対照表の負債の部に計上するものとする。

3　第一項の繰入金をもって新幹線鉄道に係る鉄道施設の建設に関する事業に係る借入れに係る債務に係る利子の支払を行ったときは、当該利子の支払額に相当する金額を、特例業務勘定繰入金見返負債に計上した金額から減額し、特例業務勘定繰入金見返負債戻入として損益計算書の収益に計上するものとする。

4　日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則（平成十年運輸省令第七十号）附則第六条の規定により建設勘定から特例業務勘定に繰入れ（債務等処理法附則第六条第一項の規定による繰入金に係る剰余額に係るものに限る。）を行った場合には、当該繰入金の額に相当する金額を、特例業務勘定繰入金見返負債に計上した金額から減額するものとする。

（全国新幹線鉄道整備法施行規則の一部改正）

第四条　全国新幹線鉄道整備法施行規則（昭和四十五年運輸省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「附則第四項」を「附則第七項」に改める。

（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令の一部を改正する省令の一部改正）

第五条　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令の一部を改正する省令（平成十九年国土交通省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「附則第六条」を「附則第七条」に、「附則第二条第一項」を「附則第二条」に改める。

附　則

この省令は、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年八月一日）から施行する。

告　示

○内閣府告示第二百六十八号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第三項及び第五十六条第三項の規定に基づき、内閣総理大臣の定める利子補給率を次のように定める。

平成二十三年七月二十九日　内閣総理大臣　菅　**直**人

一　総合特別区域法第二十八条第三項の内閣総理大臣の定める利子補給率は、〇・七パーセント以内とする。

二　総合特別区域法第五十六条第三項の内閣総理大臣の定める利子補給率は、〇・七パーセント以内とする。

附　則

この告示は、総合特別区域法の施行の日から施行する。

○外務省告示第二百六十号

平成二十三年一月二十七日にナッソーで署名された脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定について、日本国及びバハマ国においてそれぞれの法令上の手続に従って承認されたことを通知する外交上の公文の交換は、平成二十三年七月二十六日にナッソーで行われた。よって、同協定は、その第十八条1の規定に従い、平成二十三年八月二十五日に効力を生ずる。

平成二十三年七月二十九日　外務大臣　松本　剛明

○財務省告示第二百五十六号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十三年七月二十九日　財務大臣　野田　佳彦

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第一回	一億千八百十万円	一億千七百九十五万四千八百二十八円
〃	第二回	三千三百五十万円	三千三百四十六万九千九百五十円
〃	第三回	四千百七十万円	四千百六十六万六千八十一円
〃	第四回	七千三百十万円	七千三百六万三千五十七円
〃	第五回	四百五十万円	四百四十九万七千五百二十一円
〃	第七回	一億二千四百四十五万円	一億二千四百四十万七千八百二十一円
〃	第八回	一億五千二百二十七万円	一億五千二百二十二万四百九十九円
〃	第九回	六千七百八十七万円	六千七百八十五万六千六百十二円